給与の種類	支給条件		支給日	備考
	支給対象者	支給率又は支給額		
				1級 149 計 244 ○中学校 5級 2 4級 9 3級 14 2級 9 1級 35 計 69 合計 313
手当 9超過勤務手当・休日給	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員 ○午後10時～午前5時の勤務…… ○上記以外の時間の勤務…… ○休日の勤務……	→1時間の額 $=\frac{(給料+暫定手当)\times12\times1.5}{52\times44}$ →同上（給料＋暫定手当）× $\frac{12\times1.25}{52\times44}$ (注)へき地手当または隔遠地手当の支給を受ける職員にあっては（給料＋暫定手当＋隔遠（へき）地手当）と読み替えて算出する。		
10宿日直手当	宿直または日直勤務等を命ぜられた職員 宿直または日直…… 土曜日の半日直……	→1回について 420円 →1回について 210円 ただし，同1人が引き続いて宿直勤務をしたとき 540円	同上	39.9.1から改正
11期末手当	支給日に在職する職員および支給日前1月以内に退職または死亡した職員	（給料＋扶養手当＋暫定手当）×（期間率）×（次の率） 6月15日……$\frac{100}{100}$……→6月15日 12月15日……$\frac{210}{100}$……→12月15日		39.12.15から改正
12勤勉手当	支給日に在職する職員および支給日前1月以内に退職または死亡した職員	（給料＋暫定手当）×（期間率）期間率は給料，扶養手当および暫定手当の合計額に次の割合を乗じた額の範囲内で期間に応じそのつど定める。 6月15日……→$\frac{30}{100}$……→6月15日 12月15日……→$\frac{30}{100}$……→12月15日 3月15日……→$\frac{40}{100}$……→3月15日		同上
13寒冷地手当	寒冷地の級地別に応じ，支給日に在職する職員ただし支給日付をもって退職したものについては支給しない。	（給料＋扶養手当）×率 5級地 85% 4級地 65% 3級地 50% 2級地 35% 1級地 20%	8月31日	39.8.31から改正
14寒冷地手当附加定額	寒冷地の級地別区分が4級地および5級地である地域に在勤する職員	5級地 4級地 世帯主 8,600円 4,300円 準世帯主 5,740円 2,870円 その他 2,870円 1,440円	8月31日	同上
15定時制通信教育手当	定時制または通信制の課程を本務とする教員および当該課程を置く学校の校長 (1)校長 (2)副校長および主事 (3)教員および実習助手	給料月額の5% 同上 3% 同上 7%	給料の支給日	
16産業教育手当	農業，工業または水産の課程を置く高等学校において当該教諭または助教諭の免状を有	給料月額の7% ただし定時制通信教育手当の支給を受ける者にあって	同上	